

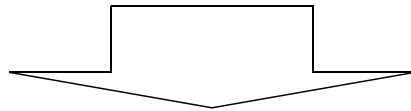
P T A ・ 青少年教育団体共済法の経緯等について

1. 保険業法改正前（平成18年3月以前）

○ P T A 等は、P T A 活動中、学校管理下等における児童生徒等の災害について、無認可で共済事業を実施。

2. 保険業法の改正（平成18年4月施行）

○ P T A 等の共済事業についても、保険業法の適用対象になり、保険会社の免許を受ける等の措置をとらなければ、自ら共済事業を実施することは原則として不可能になった。



○ P T A 活動中等の災害に共済金を支給するためには、平成20年4月までに、「保険会社との団体保険契約」等が必要。

○ ただし、特例民法法人となっている P T A 等は、公益法人改革による新法人移行までの間（平成25年11月30日まで）は特例措置として共済事業を実施可能。

3. P T A ・ 青少年教育団体からの要望

○ 従前の共済事業を実施できる法整備を要望。

（理由）「保険会社との団体契約」は、給付範囲が狭くなる、掛金が高くなる等の問題あり。

4. 議員立法の成立【第174回通常国会（平成22年）】

○ 平成22年 5月26日 「P T A ・ 青少年教育団体共済法」（衆・文部科学委員長提案）の成立

○ 平成22年 6月 2日 公布

○ 平成23年 1月 1日 施行